

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和4年12月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)	

システム3

①システムの名称	中間サーバー
----------	--------

②システムの機能	<p>①符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本市内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報の受領を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基システム」という。)との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
----------	--

③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
-------------	--

3. 特定個人情報ファイル名

児童手当ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番56、別表第一項番101、児童手当法第4条、第5条、第7条、第26条、第27条、第28条、第30条
--------	--

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 情報照会: 番号法別表第二項番74、75、121 情報提供: 番号法別表第二項番26、30、87、106

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども未来部子育て応援課
②所属長の役職名	子育て応援課長

7. 他の評価実施機関

—

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	0～18歳までの児童と受給者(所得判定対象者)
その必要性	児童手当法に基づく児童手当の給付を適切に行うために、給付対象児童情報・受給者情報・現況届情報・所得判定者情報・施設関連情報・給付関連情報・更新者情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (金融機関関係情報)
	その妥当性
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	子育て応援課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課・税務課・生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構・デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	児童手当又は特例給付の受給資格の認定、児童手当又は特例給付の支給、受給資格の管理 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の支給、受給資格の管理								
④使用の主体	使用部署	子育て応援課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	①児童手当又は特例給付の受給資格の認定に関する事務本人からの申請に基づき、児童手当又は特例給付の資格の認定を行う。 ②児童手当又は特例給付の支給に関する事務受給資格の認定に基づき決定した手当額を支給する。 ③児童手当又は特例給付の受給者資格の管理に関する事務異動の状況に基づき、児童手当又は特例給付の受給資格の変更、消滅等の処理を行う。 ④低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)を支給する。								
	情報の突合	本人からの申請に当たり、個人番号、4情報等住民票関係情報と突合して、システム側で確認する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	[委託する] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	児童福祉システムの保守・運用								
①委託内容	児童福祉システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等								
②委託先における取扱者数	[10人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	日本電気株式会社								

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書添付の「個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において委託先自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁及び調達責任者の承認を経た後、区が承認することとする。	
	⑥再委託事項	児童福祉システム等の保守・運用等の一部として、上記委託先からの指示に基づく児童福祉システムのパッケージアプリケーション修正作業等、専門性・技術性の高い細目的作業	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない		
提供先1	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度		
移転先1	生活福祉課		
①法令上の根拠	1. 番号法第9条第2項 2. 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項		
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの		
③移転する情報	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当または特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの		
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			

⑥ 移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦ 時期・頻度	随時提供
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスは個人ID/パスワードによる認証が必要となる。 申請書については、鍵付の倉庫に保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

児童手当ファイル

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	児童	76	扶養者情報	151	設置者年金情報
2	児童宛名番号	77	本人障害等情報	152	設置者継続年金情報
3	児童個人番号	78	本人情報控除額	153	設置者氏名
4	兄弟順位	79	その他情報控除額	154	設置者代表者氏名
5	資格状態	80	割額情報	155	設置者住所
6	受給者との関係情報	81	所得額情報	156	設置者電話番号
7	生計情報	82	控除額合計	157	施設等情報
8	同別居情報	83	控除後所得額	158	施設等名称
9	監護情報	84	譲渡所得の有無	159	施設等住所
10	支給開始年月	85	雑所得以外全ての所得	160	施設等電話番号
11	支給終了年月	86	更正年月日	161	支払方法情報
12	該当年月日	87	更正事由情報	162	最新現況年度
13	非該当年月日	88	現況情報	163	新規申請情報
14	改定対象情報	89	現況年度	164	消滅申請情報
15	月末特例情報	90	処理情報	165	改定情報
16	氏名	91	受付情報	166	異動情報
17	住所	92	送付年月日	167	差止情報
18	電話番号	93	受付年月日	168	未支払情報
19	生年月日	94	決定年月日	169	給付
20	性別	95	処理年月日	170	支払対象年月
21	留学に関する情報	96	時効年月日	171	振込先情報
22	年齢区分	97	手当情報	172	口座管理番号
23	受給者	98	被非情報	173	支払種別情報
24	受給者宛名番号	99	年金種別	174	支払方法情報
25	受給者個人番号	100	支給情報	175	請求決定年月日
26	受給者情報	101	支払対象年月	176	支払締年月日
27	国籍情報	102	現況年度	177	支払予定情報
28	在留情報	103	手当情報	178	支払執行情報
29	電話番号	104	被非情報	179	支払エラー事由情報
30	氏名	105	区分別児童数	180	支払調整情報
31	住所	106	兄弟順位算定児童数	181	返納計画情報
32	生年月日	107	区分別金額	182	随時喪失情報
33	性別	108	支払予定額	183	抽出済情報
34	続柄	109	寄付予定額	184	完了情報
35	住所要件情報	110	差止情報	185	差止情報
36	資格状態情報	111	随時喪失情報	186	金融機関情報
37	認定情報	112	施設児童	187	口座情報
38	認定番号	113	施設児童宛名番号	188	給付(過誤払)
39	手当情報	114	施設児童個人番号(※)	189	最新過誤払発生年月日
40	被非情報	115	児童資格状態情報	190	債権額情報
41	年金種別情報	116	特定施設入所情報	191	過誤払累計額情報
42	支給月額情報(通知書用)	117	年齢要件情報	192	過誤払額更新年月日
43	区分別児童数	118	支給月額	193	最新返納計画情報
44	支給要件児童数	119	同別居情報	194	返納済累計額情報
45	兄弟順位算定児童数	120	入所開始年月	195	不能欠損累計額情報
46	区分別支給額	121	入所終了年月	196	戻入累計額情報
47	支給月額	122	支給開始年月	197	給付(支払情報)
48	前区分別児童数	123	支給終了年月	198	振込先情報
49	前支給要件児童数	124	該当年月日	199	口座管理番号
50	前兄弟順位算定児童数	125	該当事由情報	200	支払方法情報
51	前区分別支給額	126	非該当年月日	201	支払額情報
52	前支給月額	127	非該当事由情報	202	支払予定額情報
53	配偶者情報	128	却下理由情報	203	支払調整額情報
54	支払方法情報	129	未支払決定情報	204	支払執行額情報
55	新規申請情報	130	未支払却下理由情報	205	返納予定額情報
56	消滅情報	131	支払方法情報	206	支払エラー事由情報
57	差止情報	132	処理対象情報	207	支払執行年月日
58	差止状態情報	133	施設受給	208	支払執行結果情報
59	最新現況年度	134	施設宛名番号	209	支払対象年月
60	額改定情報	135	認定番号	210	金融機関情報
61	未支払申請情報	136	資格状態情報	211	口座情報
62	所得情報	137	差止状態情報	212	給付(支払状態)
63	所得判定者宛名番号	138	支給月額情報(通知書用)	213	金融機関情報
64	所得判定者個人番号(※)	139	区分別児童数	214	支払対象年月 自
65	賦課年度	140	支給児童数情報	215	支払対象年月 至
66	関係者情報	141	区分別支給額	216	支払締年月日
67	氏名	142	支給月額情報	217	返納予定合計額情報
68	続柄	143	前支給月額	218	支払執行済情報
69	生年月日	144	前支給児童数情報	219	給付(支払先情報)
70	年齢	145	前区分別支給額	220	支払対象年月 自
71	住所	146	前支給月額情報	221	支払対象年月 至
72	限度額情報	147	種類情報	222	支払額
73	判定結果	148	支払単位情報	223	給付(振込依頼)
74	徴収情報	149	設置者情報	224	支払対象年月 自
75	課税非課税情報	150	設置者職業情報	225	支払対象年月 至
226	支払額			226	支払額
227	給付(振込依頼)			227	給付(振込依頼)
228	振込先区分			228	振込先区分
229	口座管理番号			229	口座管理番号
230	金融機関情報			230	金融機関情報
231	口座情報			231	口座情報
232	振込額			232	振込額
233	給付(保育料徴収)			233	給付(保育料徴収)
234	支払対象年月			234	支払対象年月
235	徴収事由情報			235	徴収事由情報
236	充当先事業情報			236	充当先事業情報
237	充当先科目情報			237	充当先科目情報
238	充当先対象年月			238	充当先対象年月
239	徴収額			239	徴収額
240	充当先通知書番号			240	充当先通知書番号
241	通知発布有無情報			241	通知発布有無情報
242	通知発布年月日			242	通知発布年月日
243	支払執行有無情報			243	支払執行有無情報
244	支払執行年月日			244	支払執行年月日
245	更新年月日			245	更新年月日
246	更新時刻			246	更新時刻
247	更新者職員番号			247	更新者職員番号
248	更新者職員番号			248	更新者職員番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉システムにログインする際、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行い、特定の職員や作業従事者のみ照会できる ・申請書の内容や本人確認書類を照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める ・児童福祉システムにて対象者を検索する際、生年月日、氏名、住所等で照合し、対象者以外の情報の入手防止に努める ・庁内連携システムとの連携は、インターフェース仕様に基づき、対象者以外の情報や必要外の情報は入手しない
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<不適切な方法で入手が行われるリスク> ・窓口において申請等があった場合、記載された申請書等は、窓口から離席する際は携行する等、職員の管理下に置くことを徹底する。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスク> ・申請書等と照合情報との相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容を補正し、正確性を確保する。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク> ・個人情報の記載のある文書は、鍵付の書庫に保管する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置の内容> ・宛名システム等は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システム上で制限している。 ・他機関連携においては、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、番号法別表第2に定められた情報のみを提供するように制限している。 <その他の措置の内容> 児童福祉システムでは、管理者が職員ごとにアクセスできる項目を定めており、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	人事異動があった場合や権限変更があった場合には、適宜、システムに反映させている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<従業者が事務外で使用するリスク> ・アクセスログを取得するとともに、不正に利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図る。 ・従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。 ・職員以外の従業者（委託先等）には、情報管理者の監督のもと、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」を遵守するよう指導し、契約時にその内容を含める。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・児童福祉システムの利用に際して、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っており、外部の者に操作権限を与えていない。 ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法で定められた事項および品川区情報公開・個人情報保護条例の定めに従いルールを遵守する。 【ルールの内容】 誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。 【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><区における措置></p> <p>①番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。</p> <p>②システムの利用可能な職員を特定し、職員ごとにIDとパスワードを設定し、承認を行っており、承認された職員以外が情報入手できないように制御を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
----------------	--------------	--

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

その内容	-
------	---

再発防止策の内容	-
----------	---

その他の措置の内容

【物理的対策】
 ・記録媒体、紙媒体は鍵付の書庫に保管する。
 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。

【技術的対策】
 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。
 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	--

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

-

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティおよび個人情報保護研修を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区子ども未来部 子育て応援課 手当・医療助成担当
②請求方法	本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	-

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I-1-2事務の内容	<p>中学3年生修了まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給する。</p> <p>2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。事務に関しては、児童福祉総合システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。</p> <p>これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。</p>	<p>1 中学3年生修了まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給する。</p> <p>次全ての事務で特定個人情報を取り扱う ①支給資格の認定 ②手当の増額 ③支給資格の喪失 ④支給の制限 ⑤手当の不支給 ⑥調査等による手当支払差し止め ⑦支払の調整 ⑧不当利得の徴収</p> <p>2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。事務に関しては、児童福祉総合システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。</p> <p>これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。</p>		
令和4年3月1日	I-2-システム1 ②システムの機能	<p>・資格管理機能 手当の申請受付から支給認定、額改定、消滅までの一連の支給資格の管理を行う。</p> <p>①新規認定、額改定、消滅、未支払請求、その他異動の申請、決定情報の管理 ②支給に関連する受給者および児童の管理 ③提出された現況情報の管理 ④支給月額の自動計算 ⑤月別の支払予定額、児童数などの管理 ⑥共通情報(住民情報、住居外情報、住民税)の利用 ⑦手当としての口座情報、送付先情報の管理 ⑧申請の受付管理、及び保留時の保留情報の管理 ⑨各種通知書、台帳の出力 ⑩所得情報の入力、及び、所得判定結果の管理</p> <p>・現況届一括受付機能 現況届未提出者に対して、一括で現況届受付処理を行う。</p>	<p>・資格管理機能 手当の申請受付から支給認定、額改定、消滅までの一連の支給資格の管理を行う。</p> <p>①新規認定、額改定、消滅、未支払請求、その他異動の申請、決定情報の管理 ②支給に関連する受給者および児童の管理 ③提出された現況情報の管理 ④支給月額の自動計算 ⑤月別の支払予定額、児童数などの管理 ⑥共通情報(住民情報、住居外情報、住民税)の利用 ⑦手当としての口座情報、送付先情報の管理 ⑧申請の受付管理、及び保留時の保留情報の管理 ⑨各種通知書、台帳の出力 ⑩所得情報の入力、及び、所得判定結果の管理</p> <p>・現況届一括受付機能 現況届未提出者に対して、一括で現況届受付処理を行う。</p> <p>・子育て給付金管理機能 給付金の支給認定、額改定、消滅までの一連の支給資格の管理を行う。</p> <p>①新規認定、額改定、消滅、決定情報の管理 ②支給に関連する受給者および児童の管理 ③各種通知書の出力 ④所得情報の入力、及び、所得判定結果の管理</p>		
令和4年3月1日	I-4 個人番号の利用	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番56 児童手当法第4条、第5条、第7条、第26条、第27条、第28条、第30条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番56、別表第一項番101、児童手当法第4条、第5条、第7条、第26条、第27条、第28条、第30条</p>		
令和4年3月1日	I-5-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 情報照会:番号法別表第二項番74、75 情報提供:番号法別表第二項番26、30、87</p>	<p>番号法第19条第8号 情報照会:番号法別表第二項番74、75、121 情報提供:番号法別表第二項番26、30、87、106</p>		
令和4年3月1日	II-3-特定個人情報の入手・使用-③使用目的	<p>児童手当又は特例給付の支給、受給資格の管理</p>	<p>児童手当又は特例給付の支給、受給資格の管理 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の支給、受給資格の管理</p>		
令和4年3月1日	II-3-特定個人情報の入手・使用-⑤使用方法	<p>①児童手当又は特例給付の支給資格の認定に関する事務本人からの申請に基づき、児童手当又は特例給付の資格の認定を行う。 ②児童手当又は特例給付の支給に関する事務支給資格の認定に基づき決定した手当額を支給する。 ③児童手当又は特例給付の受給者資格の管理に関する事務異動の状況に基づき、児童手当又は特例給付の支給資格の変更、消滅等の処理を行う。</p>	<p>①児童手当又は特例給付の支給資格の認定に関する事務本人からの申請に基づき、児童手当又は特例給付の資格の認定を行う。 ②児童手当又は特例給付の支給に関する事務支給資格の認定に基づき決定した手当額を支給する。 ③児童手当又は特例給付の受給者資格の管理に関する事務異動の状況に基づき、児童手当又は特例給付の支給資格の変更、消滅等の処理を行う。 ④低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)を支給する。</p>		
令和4年3月1日	II-5-提供先1-①法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第2の26</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第2の26</p>		
令和4年3月1日	III-2-特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ーリスクに対する措置の内容	<p>IDとパスワードの入力が必要となり、</p>	<p>個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行い、</p>		
令和4年3月1日	III-3-特定個人情報の使用-リスク2具体的な管理方法	<p>システムの利用可能な職員を特定し、職員ごとにIDとパスワードを設定し、承認を行っている。</p>	<p>当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っている。</p>		
令和4年3月1日	III-3-特定個人情報の使用-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>児童福祉システムの利用に際して、IDとパスワードが必要であり、</p>	<p>当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにIDを割り当て、個人ID、生体認証および職員証等ICカードによる認証を行っている。</p>		
令和4年11月1日	II-3-特定個人情報の入手・使用-①入手方法	<p>行政機関・独立行政法人等(日本年金機構)</p>	<p>行政機関・独立行政法人等(日本年金機構・デジタル庁)</p>		